

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法人の市町村民税に関する規定の都への準用)</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の八の規定を準用する。</p> <p>(政令第七条の四の二第二項の金融機関)</p> <p>第一条の十</p> <p>① 政令第七条の四の二第二項第一号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協</p>	<p>(法人の市町村民税に関する規定の都への準用)</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、第十条の二の八の規定を準用する。</p> <p>(政令第七条の四の二第二項の金融機関)</p> <p>第一条の十 政令第七条の四の二第二項第一号ハに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、生命保険会社、損害保険会社、信託会社、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。</p> <p>① 政令第七条の四の二第二項第二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協</p>

同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。

2| 政令第七条の四の二第二項第三号ロ 及び第八号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第六号様式（別表一から別表四の三まで）
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつ	第六号の二様式

同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。

3| 政令第七条の四の二第二項第三号ロ、第四号ロ及び第八号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 同上

申告書等の種類	同上	同上
(一) 同上	同上	同上
(二) 同上	同上	同上

2 法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替					て申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	
	(三)	予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第七号様式（第六号様式別表四の三）			
	(四)	外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十七項の書類）	第七号の二様式			
	(五)	課税標準の分割に関する明細書（法第五十七条第一項の課税標準の分割に関する明細書）	第十号様式			
	(六)	均等割申告書（法第五十三条第十九項の道府県民税の申告書）	第十一号様式			
	(七)	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第三十八項及び第三十九項の届出書）	第十三号の二様式及び第十四号様式			

2 同上						
	(三)	同上	同上			
	(四)	同上	同上			
	(五)	利子割額の明細書（法第五十三条第二十八項の書類）	第九号の二様式及び第九号の三様式			
	(六)	同上	同上			
	(七)	同上	同上			
	(八)	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第四十四項及び第四十五項の届出書）	同上			

の方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書(当該様式によることができないうちを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めるときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 政令第九条の八の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第五十三条第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第五十三条第三十三項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 政令第九条の八の六第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 同上

二 同上

2 法第五十三条第三十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 同上

三 法第五十三条第三十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 同上

五 同上

（法第五十三条第三十八項の届出）

第三条の三

法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）

の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十八項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第六項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。） 当該申告書の提出期限の延長の処分に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条において同じ。）終了の日から二十二日以内

二 法人税法第七十五条の二第三項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の

（法第五十三条第四十二項の書類等の保存）

第三条の三

法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第三十九項の規定による充当又は同条第四十項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする。

（法第五十三条第四十四項の届出）

第三条の三の二

法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）

の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十四項の規定による届出をしなければならない。

一 同上

二 同上

属する事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第七十五条の二第五項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

（法第五十三条第三十九項の届出）

第三条の三の二

法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第八十一条の二十四第一項の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同条第三項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。）
以下この条において同じ。） 当該申告書の提出期限の延長の処分があつた日から七日以内

二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第三項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属す

三 同上

（法第五十三条第四十五項の届出）

第三条の三の三

法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 同上

二 同上

る連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日から二十一日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二第二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 法人税法第四条の三十第十項又は第十一項の規定による同法第四条の二の承認 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

二 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第三項の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分 当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

三 法人税法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による同項の届出 同項の届出書を提出した日の属する連結親法人事業年度終了の日から二十二日以内

三 同上

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二第二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十第十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 同上

二 同上

三 同上

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 政令第九条の九の四第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第五十五条の二第一項の申立てをしたことを証する書類
- 二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の四第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 政令第九条の九の八第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 同上
- 二 同上

三 政令第九条の九の八第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 同上

<p>一 租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の四において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>二 前号の申立てが行われた日</p> <p>三 第一号の申立てに係る法人税額（法第五十五条の三第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p>	<p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p>
<p>2 法第五十五条の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の四第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p>	<p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の八第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日</p> <p>三 同上</p>
<p>3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>二 前号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の二第一項に規定する合意が行われた日</p> <p>三 前号の合意に基づく法人税額（法第五十五条の三第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度</p>	<p>3 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p>
<p>四 その他参考となるべき事項</p>	<p>四 同上</p>

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の三 政令第九條の九の五第三項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第九條の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 連結親法人（法第五十五條の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類
- 二 法第五十五條の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八條の八十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類
- 三 政令第九條の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五條の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 法第五十五條の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の三 政令第九條の九の九第三項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第九條の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 同上
- 二 同上

- 三 政令第九條の九の九第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五條の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 同上

- 一 同上

たる事務所又は事業所の所在地	二 前号の申立てに係る対象連結法人（法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地	二 同上
者及び主たる事務所又は事業所の所在地	三 第一号の申立てが行われた日	三 同上
に規定する個別帰属法人税額をいう。）の連結事業年度	四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額（法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の連結事業年度	四 同上
げる事項とする。	五 その他参考となるべき事項	五 同上
げる事項とする。	2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 同上
たる事務所又は事業所の所在地	一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地	一 同上
又は事業所の所在地	二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地	二 同上
又は事業所の所在地	三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の五第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日	三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
又は事業所の所在地	四 その他参考となるべき事項	四 同上
又は事業所の所在地	3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	3 同上
又は事業所の所在地	一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地	一 同上
又は事業所の所在地	二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地	二 同上

- 三 第一号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の四第一項に規定する合意が行われた日
- 四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額（法第五十五条の五第三項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の連結事業年度
- 五 その他参考となるべき事項

第三条の六 削除

- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上

（法第六十五条の二第一項の請求の手続等）

第三条の六 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人

の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。）の規定により控除し、法第五十三条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額（同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。）のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求を受けた金額の支払（法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払）は同表の下欄に定める月の末日までに行うものとする。

期 間	支 払 月

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の七 略

第三条の九 削除

一月から五月まで	七月
六月から九月まで	十一月
十月から十二月まで	二月

2 前項に規定する各支払月ごとに支払うことができなかつた金額があるとき、又は各支払月において支払うべき金額を超えて支払つた金額がある場合においては、それぞれ当該金額は次の支払月に支払うべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定によつて他の道府県に請求すべき額を請求した後において、その請求した金額の算定に錯誤があつたため、請求した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する支払月において、当該請求すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の七 略

(利子割の交付額の算定の特例)

第三条の九 道府県は、政令第九条の十五の規定により各交付時期に交付すべき額を算定した場合において、当該交付すべき額が負数となるときは、当該交付時期においては交付を行わないものとし、当該負数となつた額を当該交付時期の次の交付時期に交付すべき額から減額するものとする。

(特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の十 略

第九条の七 削除

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十

一条の七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替

(特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

第三条の十 略

(市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等)

第九条の七 法第三百二十一条の七の七第二項(法第三百二十一条の七の

八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特別徴収対象年金所得者が法第三百二十一条の七の二第一項に規定する特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合(法第三百二十一条の七の七第一項に規定する場合を除く。)

二 当該特別徴収対象年金所得者に係る前年分の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を法第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額とし、法第三百二十一条の七の二第二項の規定により、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該額を加算した額とする。)が、法第三百二十一条の七の五第一項の規定により年金保険者に対して通知された後の当該年度中に変更された場合

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十

一条の七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替

えて準用する場合を含む。)の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十六第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したものの(以下この条において「指定法人」という。)を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十六第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の十四第二項並びに第四十八条の九の十五第二項及び第七項の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ

えて準用する場合を含む。)の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十四第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したものの(以下この条において「指定法人」という。)を通じて行うものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十四第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の十四第二項並びに第四十八条の九の十五第二項及び第七項の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ

れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）	第六号様式（別表一から別表四の三まで）
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第二十二項の申告書）	第六号の二様式
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれ	第七号様式（第六号様式別表四の三）

れその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(一) 同上	同上
(二) 同上	同上
(三) 同上	同上

らに係る同条第二十二項の申告書)	
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二第一項の規定により準用される政令第四十八条の十三第二十八項の書類）	第七号の二様式及び第二十号の四様式別表二

(五) 課税標準の分割に関する明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書）	第十号様式
(六) 均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第十九項の申告書）	第十一号様式

2 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないうやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたとときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

(四) 同上	同上
(五) 利子割額の明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第五十三条第二十八項の書類）	第九号の二様式及び第九号の三様式
(六) 同上	同上
(七) 同上	同上

2 同上

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

(地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条の承認を受けている同条の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同条に規定する地方税関係帳簿(以下第二十九条条までにおいて「地方税関係帳簿」という。)に係る法第七百四十八条に規定する電磁的記録(以下第二十八条条までにおいて「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をしなければならない。

一 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下第二十七条条までにおいて同じ。))に関するシステムをいう。以下第二十七条条までにおいて同じ。)を使用すること。

イ 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該地方税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿(以下第二十八条条までにおいて「地方税関係帳簿」という。)に係る同項に規定する電磁的記録(以下第二十八条条までにおいて「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をしなければならない。

一 同上

イ 同上

ロ 同上

る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。

二 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿（以下この号において「関連地方税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条又は第七百四十九条第一項若しくは第二項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下次条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）の記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

三 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該法第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者が開発したプログラム（法第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第二十七条第二項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該同表の各号の上欄に掲げる者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

二 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿（以下この号において「関連地方税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下次条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）の記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

三 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者が開発したプログラム（法第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第二十七条第二項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該法第七百四十八条第一項の各号の上欄に掲げる者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

イ 同上

<p>ロ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類</p>	<p>ロ 同上</p>
<p>ハ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書</p>	<p>ハ 同上</p>
<p>ニ 当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）</p>	<p>ニ 同上</p>
<p>四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p>	<p>四 同上</p>
<p>五 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。</p>	<p>五 同上</p>
<p>イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。</p>	<p>イ 同上</p>
<p>ロ 日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。</p>	<p>ロ 同上</p>
<p>ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。</p>	<p>ハ 同上</p>

- 2| 前項（第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。）の規定は、法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項に規定する法人の当該承認を受けている同項に規定する地方税関係書類（以下第二十八条までにおいて「地方税関係書類」という。）に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「勘定科目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付け」と、同号ロ中「日付け又は金額」とあるのは「日付け」と読み替えるものとする。
- 3| 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める書類は、地方税関係書類のうち、次に掲げる書類とする。
- 一 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類
- 二 取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し（契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額が三万円未満のものを除く。）
- 4| 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキヤナ（原稿台と一体となったものに限る。次項において同じ。）とする。
- 5| 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法人は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

一 次に掲げるいずれかの方法により入力すること。

イ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。

ロ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めており、かつ、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項の承認を受けたものである場合に限る。）。

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。

(1) 解像度が、日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この項及び次条第一項第四号において同じ。）Z六〇一六の四・一・一に規定する一般文書の変換時の解像度である一ミリメートル当たり八ドット以上で読み取るものであること。

(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。

ロ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名（認定認証事業者（電子署名及び認証業務に

関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項の認定を受けた者をいう。以下この号において同じ。）により同法第二条第三項に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名又は商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第二項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において同じ。）を行うこと。

(1) 当該電子署名を行った日が当該電子署名に係る電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。）の有効期間又は商業登記法第十二条の二第一項第二号の期間内であること。

(2) 当該電子署名が、電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があつたものであること、電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたものであることその他これらに類する事由に該当しないこと。

(3) (1)及び(2)について、当該地方税関係書類の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この号において同じ。）を通じ、認定認証事業者又は商業登記法第十二条の二第五項に規定する登記官に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(4) 課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準

の計算の基礎となる期間をいう。以下この号において同じ。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に行つた電子署名について、一括して検証することができること。

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人日本データ通信協会（昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該地方税関係書類の保存期間を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(2) 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ニ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の解像度、階調及び当該地方税関係書類の大きさに関する情報を保存すること。

ホ 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

三 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係書類に関連する地方税関係帳簿の記録事項（当該地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該地方税関係帳簿に係る電

磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項」との間に
おいて、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこ
と。

四 当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁
的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プロ
グラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディス
プレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当
該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状
態で速やかに出力することができるようにしておくこと。
イ 整然とした形式であること。

ロ 当該地方税関係書類と同程度に明りようであること。

ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。

ニ 地方団体の長が定めるところにより日本工業規格Z八三〇五に規
定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。

五 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認
を受けている同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方
税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合にお
いて、第一項第五号イ中「勘定科目」とあるのは「その他の日付け
」と読み替えるものとする。

6 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法
人は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に記載されてい
る事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハに掲
げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記

（地方税関係帳簿）の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 法第七百四十九条第一項の承認を受けている法第七百四十八

条の表の各号の上欄に掲げる者は、前条各号に掲げる要件及び次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表

の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

一 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務を明らかにした書類

ロ 次に掲げる事項が記載された書類

(1) 法第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者（その者

が法人である場合には、当該法人の地方税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（前条第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印

録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。

（地方税関係帳簿書類）の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 法第七百四十九条第一項の承認を受けている法第七百四十八

条第一項の表の各号の上欄に掲げる者は、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている法第七百四十八条第一項の表の各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

一 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) 法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者（その者

が法人である場合には、当該法人の地方税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（前条第一項第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印

- (2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印
- (3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日
- 二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。
- 三 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。
- 四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
- 五 当該地方税関係帳簿の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（法第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には、その者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当す

- (2) 同上
- (3) 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
- 五 当該地方税関係帳簿の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該地方税関係帳簿に係る地方税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間（法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者が当該地方税関係帳簿に係る地方税の納税義務者でない場合には、その者が当該納税義務者であるとした場合における当該期間に相当す

る期間)、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第四号及び第五号に掲げる要件に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号に規定する機能に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

2| 法第七百四十九条第二項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第七百四十八条の承認を受けている地方税関係帳簿

の全部又は一部について、その保存期間(地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。)のうち法第七百五十四条において準用する法第七

る期間)、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第一項第四号及び第五号に掲げる要件に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号に規定する機能に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

2| 前条第一項(同項第三号に係る部分に限る。)及び前項(同項各号に係る部分に限る。)の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。)」とあるのは「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付け」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

3| 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百四十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類(以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿書類」という。)の全部又は一部について、その保存期間(地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。)のうち法第七百五十四条において準用する法第七

百五十条第一項 の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合

二 法第七百四十八条 の承認を受けている地方税関係帳簿 の全部又は一部について、その保存期間の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合

3 | 第一項 の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条 の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている地方税関係帳簿 に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第二十七条 法第七百五十条第一項 に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地

二 申請に係る地方税関係帳簿 の保存場所

百五十条第一項又は第二項の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合

二 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている地方税関係帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合

4 | 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の承認を受けている法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者又は同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第二十七条 法第七百五十条第一項又は第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 同上

二 申請に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

三 法第七百五十条第一項に規定する備付けを開始する日

四 法第七百五十条第一項ただし書 の規定により提出する申請書である場合には、同項ただし書に規定する設立の日

五 申請に係る地方税関係帳簿 の全部又は一部が、法第七百五十一条第一項の規定による届出書を提出し、又は法第七百五十三条第二項

の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日

六 申請者が、第二十五条に規定する要件を満たすためにとらうとする措置

七 その他参考となるべき事項

2 法第七百五十条第一項 に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類（申請に係る地方税関係帳簿 に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げる書類を除く。）とする。

一 申請に係る地方税関係帳簿 に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

二 申請に係る地方税関係帳簿 に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）

三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

3 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める関係道府県知事は

三 法第七百五十条第一項に規定する備付けを開始する日又は同条第二項に規定する代える日

四 法第七百五十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、これらの規定に規定する設立の日

五 申請に係る地方税関係帳簿書類の全部又は一部が、法第七百五十一条第一項の規定による届出書を提出し、又は法第七百五十三条第二項

の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日

六 同上

七 同上

2 法第七百五十条第一項又は第二項に規定する総務省令で定める書類は

、次に掲げる書類（申請に係る地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げる書類を除く。）とする。

一 申請に係る地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類

二 申請に係る地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）

三 同上

3 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める関係道府県知事は

、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地の道府県知事とする。

4 法第七百五十条第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 承認を受けた者の氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地

二 承認をした地方税関係帳簿の種類

三 承認をした地方税関係帳簿の保存場所

四 法第七百五十条第一項に規定する備付けを開始する日

五 法第七百五十条第一項ただし書の規定により提出された申請書に係る承認である場合には、同項ただし書に規定する

設立の日

六 その他参考となるべき事項

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿の全部又は一部について、法第七百四十八条に規定する電磁的記録の備付け及び保存

をやめようとする場

合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第二項に規定する事務所所在地等の道府

、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地の道府県知事とする。

4 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 承認をした地方税関係帳簿書類の種類

三 承認をした地方税関係帳簿書類の保存場所

四 法第七百五十条第一項に規定する備付けを開始する日又は同条第二項に規定する代える日

五 法第七百五十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出された申請書に係る承認である場合には、これらの規定に規定する

設立の日

六 同上

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は一部について、法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条

第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場

合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第三項に規定する事務所所在地等の道府

県知事（以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という。）に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地

二 届出に係る地方税関係帳簿の保存場所

三 届出に係る地方税関係帳簿 について法第七百四十八条

年月日
の承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日

四 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする地方税関係帳簿

の種類の種類及びそのやめようとする理由

五 その他参考となるべき事項

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項（地方税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地

二 届出に係る地方税関係帳簿の保存場所

三 届出に係る地方税関係帳簿 について法第七百四十八条

県知事（以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という。）に提出しなければならない。

- 一 同上

二 届出に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

三 届出に係る地方税関係帳簿書類について法第七百四十八条各項のい

ずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた年月日

四 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする地方税関係帳簿

又は電磁的記録による保存をやめようとする地方税関係書類の種類及びそのやめようとする理由

五 同上

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項（地方税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

- 一 同上

二 届出に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

三 届出に係る地方税関係帳簿書類について法第七百四十八条各項のい

の承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた

年月日

四 変更をしようとする事項及び当該変更の内容

五 その他参考となるべき事項

(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等)

第二十九条 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、

当該申請書に、第二十七条第二項各号に掲げる書類及び事務所等（法第七百五十二条第一項に規定する事務所等をいう。以下この条において同じ。）を移転する前に事務所所在地等の道府県知事から受けていた承認に係る通知に係る書面の写し又は事務所等を移転する前に承認を受けていたことについての事務所所在地等の道府県知事の証明書を添付しなければならない。

2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称

二 事務所等を移転する前及び移転した後の事務所等の所在地並びに事務所等を移転した後の事務所等以外の事務所又は事業所の所在地

三 事務所等を移転する前の事務所所在地等の道府県知事による承認を受けた年月日（法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたものとみなされた場合には、当該承認があつたものとみなされた年月日）

四 事務所等を移転した日

ずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があつたものとみなされた

年月日

四 同上

五 同上

(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等)

第二十九条 同上

2 同上

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

- 五 事務所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿の保存場所
- 六 申請者が、第二十五条に規定する要件を満たすためにとらうとする措置
- 七 その他参考となるべき事項

附則

(政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助)

第三条の二十六 略

(法附則第十一条第十四項第一号の行為)

第三条の二十七 法附則第十一条第十四項第一号に規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二十八 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 略

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機

- 五 事務所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿書類の保存場所
- 六 同上
- 七 同上

附則

(政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助)

第三条の二十六 略

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二十七 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

(政令附則第十条の書類等)

第四条 略

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機

関の燃料として用いる自動車等

第四条の四 略

2～8 略

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー消費効率

二 略

10～17 略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2～17 略

18 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

19～61 略

関の燃料として用いる自動車等

第四条の四 略

2～8 略

9 同上

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号)に定める基準エネルギー消費効率

二 略

10～17 略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2～17 略

18 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

19～61 略

(政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等)

第十五条 政令附則第十八条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等)

第十六条 政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十第二項において準用する同令第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書(法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第

(政令附則第十八条第二項又は第七項の明細書等)

第十五条 政令附則第十八条第二項又は第七項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の九第一項に掲げる項目を記載した株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2 政令附則第十八条第三項又は第八項の規定により読み替えられた同条第二項又は第七項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

第十六条 削除

(特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等)

第十七条 法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書(法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第

三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書の政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表）の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式会社等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式会社等）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

2 政令附則第十八条の四第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令附則第十八条の四第四項又は第八項の申告書を提出する者の氏名及び住所

二 当該申告書に添付する特定口座年間取引報告書等に記載されている租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第六号イからハマまでに掲げる金額及び同項第七号イからハマまでに掲げる金額

三十五条の三第六項若しくは第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に政令附則第十八条第二項又は第七項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書の政令附則第十八条の四第三項に規定する合計表）の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式会社等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式会社等）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

2 政令附則第十八条の四第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令附則第十八条の四第三項又は第六項の申告書を提出する者の氏名及び住所

二 当該申告書に添付する特定口座年間取引報告書等に記載されている租税特別措置法施行規則第十八条の十三の五第二項第六号イからハマまでに掲げる金額、同項第七号イからハマまでに掲げる金額及び同条第

のそれぞれの合計額

三 その他参考となるべき事項

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十九条 政令附則第十八条の五第二項第一号又は第十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の特定譲渡」という。）による事業所得又は雑所得と当該上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の一般譲渡」という。）による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の特定譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の特定譲渡をした日の属する年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の特定譲渡と当該上場株式等の一般譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式等の特定譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等の一般譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

2 法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第

四項各号に掲げる金額のそれぞれの合計額

三 同上

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第十九条 政令附則第十八条の五第二項第一号又は第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡（以下この項において「譲渡」という。）による事業所得又は雑所得と当該上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該上場株式等の譲渡をした日の属する年分の株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該上場株式等の譲渡と当該上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該上場株式等の譲渡に係る必要経費の額と当該上場株式等以外の株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

2 同上

四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の様式によるものとする。

- 3 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、同条第五項又は第十五項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二の二第一項又は第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

- 4 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項又は第十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の二の二第一項又は第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号

- 3 前年中に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について、同条第五項又は第十五項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十六号様式による附属申告書を添付しなければならない。

- 4 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項又は第十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号

様式による附属申告書を添付しなければならない。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定

する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式（法附則第三十条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 特定中小会社（法附則第三十五条の三第一項に規定する特定中小会社をいう。以下この条において同じ。）の設立の際に発行された特定株式 当該特定中小会社の成立の日
- 二 特定中小会社の設立の日後に発行された特定株式 当該特定株式の払込期日

2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社（次項において「同族会社」という。）に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法とする。

3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定する総務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社（同族会社に該当するものに限る。）の株主のうち、その者を法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総

様式による附属申告書を添付しなければならない。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 同上

一 同上

二 同上

2 同上

3 同上

4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総

務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第五条第二項第三号に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

5 前条第一項の規定は、政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第一項中「、上場株式等」とあるのは、「、政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十二項第一号に規定する特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と読み替えるものとする。

6 法附則第三十五条の三第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

7 前年中に生じた法附則第三十五条の三第六項又は第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について、同条第五項又は第十五項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項若しくは第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の二の二第一項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三第八項又は第十八項において準用する法第四十五条の二第四

務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第三条第三号に規定する投資に関する契約に該当するものとする。

5 同上

6 法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七条の二第四項の規定による申告書の様式は、第五号の四様式によるものとする。

7 前年中に生じた法附則第三十五条の三第四項又は第十二項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について、同条第三項又は第十一項の規定によつて、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の法附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五条の二第一項若しくは第三百七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五条の二第四

項又は第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。)に、第五十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。

8 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五條の三第六項又は第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(同条第五項又は第十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。)について、これらの規定によつて、法附則第三十五條の二第一項若しくは第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五條の二の二第一項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五條の二第一項若しくは第三百十七條の二第一項の申告書又は法第四十五條の二第三項若しくは第三百十七條の二第三項の申告書(法附則第三十五條の三第八項又は第十八項において準用する法第四十五條の二第四項又は第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。)に、第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。

項又は第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。)に、第五十三号様式による附属申告書を添付しなければならない。

8 前年前三年内の各年に生じた法附則第三十五條の三第四項又は第十二項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(同条第三項又は第十一項の規定により前年前において控除されたものを除く。)について、これらの規定によつて、法附則第三十五條の二第一項又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

の
計算上控除を受けようとする道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、法第四十五條の二第一項若しくは第三百十七條の二第一項の申告書又は法第四十五條の二第三項若しくは第三百十七條の二第三項の申告書(法附則第三十五條の三第六項又は第十四項において準用する法第四十五條の二第四項又は第三百十七條の二第四項の規定による申告書を含む。)に、第五十四号様式による附属申告書を添付しなければならない。

附則第五条による改正（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部改正） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）<u>第四十八条の九の十六</u>又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業</p> <p>七 地方税法施行令<u>第四十八条の九の十七</u>又は第五十六条の八十九の十の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業</p>	<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 同上</p> <p>一～五 略</p> <p>六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）<u>第四十八条の九の十四</u>又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業</p> <p>七 地方税法施行令<u>第四十八条の九の十四</u>又は第五十六条の八十九の十の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業</p>

附則第六条による改正（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部改正） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額（同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額</p> <p>二 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税に係る額から当該額に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の規定に基づき都の条例で定める一定の割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に</p>	<p>1 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税に係る額から当該額に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の規定に基づき都の条例で定める一定の割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に</p>

<p>相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金に係る額の七十五分の百に相当する額の合算額</p> <p>2 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額（その算定基礎となつた事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。）の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額</p>	<p>相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金に係る額の七十五分の百に相当する額の合算額</p> <p>2 同上</p>
---	---

附則第七条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	条項	同上	同上
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一	同上	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一

条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項、第十六条の二第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項及び第四十三條（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第八項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、

条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項、第十六条の二第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項及び第四十三條（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、

第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項、第三十八項及び第三十九項（
）
同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項及び第二十三項（
）
については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十四項、第三十八項及び第三十九項
）
については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項

第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項（
）
同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十七項については第一条第二項において、第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項

、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二

、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二

項については第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四

項については第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四

条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百零四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十一第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第

条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百零四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十一第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第

二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第八百八十四条第二項、第八百八十八条第三項、第九百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十條、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八條第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百七十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百七十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十八項において、第三百七十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項

二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第八百八十四条第二項、第八百八十八条第三項、第九百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十條、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八條第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百七十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百七十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十四項において、第三百七十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項

、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の第十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十

、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の第十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十

四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百五十四条の二(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条の二第二項及び第四項(同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十一条第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四

四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百五十四条の二(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条の二第二項及び第四項(同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十一条第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四

項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七十七條第二項、第四百二十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三條第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六條第二項、第四百四十七條第一項、第四百五十條第三項、第四百五十七條第一項、第四百七十條第六項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條、第五百二十五條第四項並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八條第四項及び第五百九十九條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百條、第六百五條及び第六百一十一條第一項（これらの規定を第六百二十七條及び第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五條第

項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七十七條第二項、第四百二十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三條第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六條第二項、第四百四十七條第一項、第四百五十條第三項、第四百五十七條第一項、第四百七十條第六項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條、第五百二十五條第四項並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八條第四項及び第五百九十九條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百條、第六百五條及び第六百一十一條第一項（これらの規定を第六百二十七條及び第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五條第

一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三

一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三

(略)	<p>地方税法施行令</p>		<p>条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同條第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに附則第五條の四第三項及び第八項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九條（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）</p>
(略)	<p>同上</p>		<p>条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同條第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに附則第五條の四第三項及び第八項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九條（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）</p>

いて準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二條の四第三項、第三十二條の五第三項、第三十九條の十二、第四十八條の十五の三第二項、第四十八條の十五の四第二項、第五十三條の四、第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八

いて準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二條の四第三項、第三十二條の五第三項、第三十九條の十二、第四十八條の十五の三第二項、第四十八條の十五の四第二項、第五十三條の四、第五十四條の四十四第二項（第五十四條の四十五第八項及び第五十四條の四十八

の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。)及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十一第一項(第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項(第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。))並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十二第五項(第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。)、第七条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の二第一項(第一条及び第四十八条の十二第一項において準用す

の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。))及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十一第一項(第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項(第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。))並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六条の十二第五項(第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。)、第七条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第九条の二第一項(第一条及び第四十八条の十二第一項において準用す

る場合を含む。）、第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を

第一条において準用する場合

を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十

る場合を含む。）、第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（第一条において準用する場合

を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十

七、第四十三条の十七の二第二項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第二項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。））、第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの規定を第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第二項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第二項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第二項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十

七、第四十三条の十七の二第二項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第二項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの規定を第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第二項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第二項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第二項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十

三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第二項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第十四項から第六項まで、第十五条の五第一項、

三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第二項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第十四項から第六項まで、第十五条の五第一項、

	<p>第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第一項、第六条の二第四項、第六条の四及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第</p>
	<p>第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>同上</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>第二条の五第一項、第三条第一項、第六条の二第四項、第六条の四及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第</p>

(略)	<p>八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみならず土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）</p>
(略)	<p>八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみならず土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）</p>